

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案の概要

1 準空気銃の所持の禁止に関する規定の新設

圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃であって空気銃に該当しないもののうち、人を傷害し得るもの（以下「準空気銃」という。）について、法令に基づき職務のため所持する場合等を除き、その所持を禁止することとする。

2 猟銃の許可の基準の特例に関する規定の整備

準空気銃を使用して人の生命又は身体を害する罪その他の凶悪な罪に当たる違法な行為をした日から起算して10年を経過していない者に対しては、猟銃の所持の許可をしてはならないこととする。

3 準空気銃の一時保管等に関する規定の整備

警察官は、準空気銃による危害を防止するため必要があるときは、これを提出させて一時保管等を行うことができることとする。

4 その他の規定の整備

準空気銃の不法所持に対する罰則その他所要の規定を整備する。

5 施行期日等

- (1) 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- (2) その他所要の経過措置等を設ける。

# 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

- 1 人を傷害し得る威力を有するエアソフトガン(準空気銃)が出回ってきた。
- 2 準空気銃を使用した犯罪が目立ってきた。
- 3 準空気銃が空気銃に改造される事件が発生している。

- 1 準空気銃の所持の禁止に関する規定の整備**  
法令に基づき所持する者等以外について所持を禁止
- 2 準空気銃の一時保管等に関する規定の整備**  
準空気銃を警察官による一時保管等の対象に追加
- 3 罰則等の規定の整備**  
準空気銃の不法所持に対する罰則等の規定を整備

	空気銃	所持の禁止	現行法で規制	人の生命に危険を及ぼし得る威力
エアソフトガン(※)	準空気銃	所持の禁止	新規規制	人の生命には危険を及ぼさないが人を傷害し得る威力
	準空気銃に該当しないエアソフトガン		規制なし	人にほとんど傷害を与えない威力

↑

改造前のものは準空気銃の不法所持として、改造後のものは空気銃の不法所持として取締り

**空気銃への改造**

(※)エアソフトガン  
 ……圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能は有するが、人の生命に危険を及ぼし得る威力を有しないもの